外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第 2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為につ いて

> 4貿局第492号 平成4年12月21日 最終改正 輸出注意事項2024第14号 20240701貿局第4号 令和6年7月8日 貿易経済安全保障局

(抜粋)

| 外為令 別表の の項 | 外為令別表 中解釈を要 する語 | 解 |
|------------------|------------------------|--|
| 8 | 必要な技術 | 5の「必要な技術」の解釈に同じ |
| | セキュリティの脆弱性の開示に係るもの | 脆弱性を解決する目的のプロセスであって、脆弱性を 特定するもの、報告するもの、対策を行い、若しくは 調整する責任がある個人若しくは組織に伝達するもの 又はこれらの個人若しくは組織と分析するものをい う。 |
| | サイバー攻 撃の対応に 係るもの | サイバーセキュリティ攻撃に対処するための対策を行い、又は調整する責任がある個人又は組織とサイバー セキュリティ攻撃に関する情報を交換するプロセスを いう。 |
| | 加重最高性能 | 加重最高性能 (APP) は、64ビット以上の浮動小数点 加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用され る加重された最高性能である。 |
| | | 算出方法で使用する略語を次に示す。 n: デジタル電子計算機のプロセッサ数 i: プロセッサ番号 (1,…,n) ti: プロセッサのサイクル時間 (t _i = 1/F _i) Fi: プロセッサ周波数 Ri: 最高浮動小数点演算速度 Wi: アーキテクチャ加重係数 |
| | | APPは、1 秒間に実行される浮動小数点演算を 1 兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの(WT: Weight ed TeraFLOPS) として示される。 APPの算出方法の概要は、次の通り。 |
| | | 1. それぞれのプロセッサiに対して、デジタル電子 計算機のそれぞれのプロセッサでサイクル毎に実 行される、64ビット以上の浮動小数点演算(FPO _i) の最高数を決定する。 |
| | | 注 FPOの決定にあたっては、64ビット以上の浮動 小数点加算命令と乗算命令のみを含める。全ての浮 動小数点演算はプロセッササイクル毎の演算で示 されなければならない。複数サイクルを要求する演 算は、サイクル数で除した結果をもって示して良 い。64ビット以上の浮動小数点オペランド計算を実 行する機能を有しないプロセッサに対しては、実効 |

演算速度Rは0である。

- 2. それぞれのプロセッサに対して、 $R_i = FPO_i / t_i$ により浮動小数点演算速度Rを算出する。
- 3. APPを次のように算出する。 APP = $W_1 \times R_1 + W_2 \times R_2 + \cdots + W_n \times R_n$
- 4. ベクトルプロセッサに対してはWi = 0.9、非ベクトルプロセッサに対しては $W_i = 0.3$ とする。
- 注1 乗加算機のように一つのサイクルで混合演算処理を行うプロセッサでは、各々の演算を算出する。
- 注2 パイプラインプロセッサに対しては、実効演算 速度Rは、完全パイプライン速度と非パイプライン 速度とを比較して速い方のパイプライン速度を採 用する。
- 注3 それぞれのプロセッサの演算速度Rは、複合体のAPPが算出される前に理論上可能な最高値で算出されること。電子計算機の製造業者が、電子計算機のマニュアル又はパンフレットで同時又は並行の動作又は実行を公表している場合には、同時動作があるものとみなす。
- 注4 APPの算出に際しては、入出力機能及び周辺機能(例. ディスク駆動装置、通信制御装置及び表示装置)に限られたプロセッサは含めない。
- 注5 ローカルエリアネットワーク、ワイドエリアネットワーク、入出力装置を共有するための接続(内部接続を含む)装置、入出力制御装置、その他あらゆるソフトウェアで実現されている通信接続装置により接続されている場合、プロセッサの組み合わせとしてAPPを算出する必要はない。
- 注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。
 - 注 1)集積回路のダイに対しては、同じダイ上に ある全てのプロセッサ及びアクセラレータ であって、同時に動作するものをAPP算出 の対象としなければならない。
 - 2) プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品を使用することにより実現するものを含む。
- 注7 ベクトルプロセッサは、浮動小数点ベクトル(6 4ビット以上のデータの一次元配列)において多 重処理を同時に実行する組み込まれた命令群を 持ったプロセッサであって、少なくとも2つのベ クトル機能部を有し、かつ、それぞれについて少

| | なくとも64の要素を持つ少なくとも8つのベク トルレジスタを有するものと定義する。 |
|---------------------------------------|--|
| 電子組立品 | 複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。 |
| 侵入プログラム | 電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器の監視ツールによる検出を回避し、又は防御手段を無効化するように設計又は改造されたプログラムであって、次のいずれかの操作を実行するものをいう。イ 電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器からデータ又は情報の抽出を行うこと、若しくはシステムや利用者のデータを変更することロ 外部からの命令の実行を可能とするために、プログラム又はプロセスの標準的な実行パスを改造すること |
| | 注1:電気通信回線に接続する機能を有する機器には、モバイル機器、スマートメータを含む。注2:監視ツールとは、装置のシステム動作又はプロセスを監視するプログラム又は装置をいう。これには、アンチウイルス(AV)製品、エンドポイントセキュリティ製品、パーソナルセキュリティ製品(PSP)、侵入検知システム(IDS)、侵入防止システム(IPS)又はファイヤーウォールを含む。 注3:防御手段とは、データ実行防止(DEP)、アドレス空間配置のランダム化(ASLR)、サンドボックス等のコード実行の安全性を保証するために設計された技術をいう。 |
| | ハイパーバイザー、デバッガ、ソフトウェアリバースエンジニアリング (SRE)ツール、デジタル著作権管理 (DRM)システムのプログラム、資産の追跡又は回復のために製造者、管理者又は利用者によってインストールされるように設計されたプログラムを除く。 |
| 貨第2項のム並第 省条六ロびに号 で第号が技同中 が現存 | 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。 |
| 貨物等省令 第20条に 掲げる技術 | 医療用に設計された装置 に組み込まれたプログラ ムを除く。 |